

議第1号議案

青少年有害情報へ誘導するインターネット広告の規制を求める意見書

青少年有害情報へ誘導するインターネット広告の規制を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月13日

提出者 ふじみ野市議会議員

原 田 雄 一

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

川 畑 京 子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議長 島 田 和 泉 様

青少年有害情報へ誘導するインターネット広告の規制を求める意見書

こども家庭庁の令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書によれば青少年のインターネット利用率は98.7%に上ります。インターネットは、大人だけでなく青少年も日常的に触れるものとなっています。それにも関わらず全年齢向けのウェブサイトには青少年に有害な広告が表示されるケースが数多く報告されており、青少年の健全育成に大きな問題であると考えます。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）では、青少年の利用について制限から自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進へと方針転換が示されました。しかし、ユーザーの情報リテラシー能力に任せるだけでなく、なお一層安全な環境を整備していくことが必要です。

テレビや新聞、雑誌等のメディアにおいては、憲法が保障する表現の自由とのバランスを取る形で業界の自主規制により青少年が有害情報に触れないような制限をしてきました。ところが、インターネットにおいてはこの規制が十分に機能しているとは言えません。

よって、国はインターネット事業者、インターネット広告事業者に対し、全年齢向けのウェブサイトには青少年有害情報を含む広告を掲載しない旨のガイドライン策定に向けた働きかけを行い、青少年が安全にインターネットを利用できる環境を整備することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）